

第 2 期「姫路市教育振興基本計画」における施策・事業について

政策 1 魅力ある姫路の教育の推進

施策 1-1 「確かな学力」の育成

＜施策の目的＞

子供一人一人の興味関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を育成する。

＜本施策に含まれる事業＞

1-1-①	わかる授業の推進
1-1-②	外国語教育の充実
1-1-③	理数教育の充実

(参考)

1-1-① わかる授業の推進〔学校指導課〕

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進する。

わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた「学習の過程を重視したわかる授業づくり」を進めるとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供たちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、新学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

また、情報を活用する力・論理的に思考する力の育成を図るために、思考力・判断力・表現力の基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得を目指すとともに、新聞や本、インターネット等の情報を活用した調べ学習を推進する。

基礎学力の向上については、各校の課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」や放課後学習の活用とともに、家庭学習と連携した取組の充実を図る。

1-1-② 外国語教育の充実〔学校指導課〕

小・中・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）など外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。また、テレビ会議システムをはじめとしたICT機器やデジタルコンテンツ等の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

1-1-③ 理数教育の充実〔学校指導課〕

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。また、外部人材や姫路科学館などを活用し、理科や算数・数学が好きな児童生徒の育成を図る。

施策 1-2 「豊かな心」の育成

<施策の目的>

教育活動全体を通じて、子供たちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切に環境の保全に寄与する態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

<本施策に含まれる事業>

1-2-①	道徳教育の推進
1-2-②	人権教育の推進
1-2-③	体験活動の充実
1-2-④	文化活動の充実
1-2-⑤	姉妹都市との交流

(参考)

1-2-① 道徳教育の推進【人権教育課】

※人権教育部分については、1-2-②へ

希望と勇気をもってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育を推進する。

「特別の教科 道徳」を要としつつあらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力や、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、子供の心に響く授業創造に向けた、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、道徳科教科書や地域教材等の教材研究や授業づくりに対して、訪問指導等で支援を行う。

1-2-② 人権教育の推進【人権教育課】

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

全教育活動を通して確かな人権意識を培い、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てるとともに、教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために人権教育研修会等を継続的に実施し、人権教育の更なる充実に向けた支援を行う。

また、いじめの未然防止を目的に、ワークショップや講演による学習会を実施するとともに、相談手紙付いじめ防止リーフレットを作成・配付し、いじめを許さない心の育成及びいじめを生まないよりよい集団づくりを目指す。

1-2-③ 体験活動の充実〔学校指導課〕

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的なふれあいや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養う。

また、市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。

1-2-④ 文化活動の充実〔学校指導課〕

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術にふれる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

1-2-⑤ 姉妹都市との交流〔学校指導課〕

姫路市と姉妹都市（松本市・鳥取市）の中学生が相互に訪問し交歓合宿を行うことにより、親睦を図り、友情を深め、交流の輪を広げる。夢を語り合う活動や海洋体験・野外炊飯等の自然体験活動、協力してスタンプを作り上げるグループ活動等を通して、互いの良さを認め合い、望ましい人間関係を築こうとする資質を育む。

また、高等学校において、海外姉妹都市（アデレード・フェニックス）へのホームステイや生徒の受入れなど、異文化体験を通して海外姉妹都市の人々との交流を深める。

施策 1-3 「健やかな体」の育成

＜施策の目的＞

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また、生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図る。

＜本施策に含まれる事業＞

1-3-①	学校体育の充実
1-3-②	学校保健の充実
1-3-③	食育の推進

(参考)

1-3-① 学校体育の充実【健康教育課】

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上1校1実践運動に取り組む。

1-3-② 学校保健の充実【健康教育課】

子供たちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。また、家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

1-3-③ 食育の充実【健康教育課】

各学校における食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、児童生徒等の食生活調査や生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。

施策 1-4 異校種間連携の強化

< 施策の目的 >

就学前から高等学校までの子どもの育ちと学びのつながりを重視して、特に義務教育9年間における「小中一貫教育」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子供について適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

< 本施策に含まれる事業 >

1-4-①	校種を越えた理念の共有・連携の推進
1-4-②	小中一貫教育の推進

(参考)

1-4-① 校種を越えた理念の共有・連携の推進〔学校指導課〕

義務教育を中心として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を再構築する。保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等の実施を通して、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。

1-4-② 小中一貫教育の推進〔学校指導課〕

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、目的を持った計画的、組織的、継続的な取組となるよう、各中学校ブロック及び全市的な研究体制を充実させる。九つの目標と18の指標を設定し、検証を進める。保護者や地域住民からの理解と協力が得られるよう、小中一貫教育推進期間を設定するなど、広報活動に努める。

義務教育学校の成果を発信すると共に、併設型小・中学校についても研究を進める。全ブロックにおいて、「目指す子供像」の育成に向けた9年間を一貫するカリキュラムを作成することで、小中一貫教育の更なる充実を図る。

施策 1-5 就学前教育の推進

<施策の目的>

幼児期において、子供たちがより良く生きるための基礎を獲得し、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育を提供する教育環境の整備や、家庭教育への支援の充実を図る。

<本施策に含まれる事業>

1-5-①	就学前教育の機会拡大と内容の充実
1-5-②	就学前教育施設との連携の推進
1-5-③	幼稚園における子育て支援機能の強化

(参考)

1-5-① 就学前教育の機会拡大と内容の充実〔教育企画課・学校指導課〕

「姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、就学前教育・保育施設全体で教育・保育の提供体制を確保していく中で、市立幼稚園の教育の提供体制の適正化を図る。

市立幼稚園の機能の充実に向けて、3歳児保育を導入拡大し、数園で本格実施する。また、一時預かり事業を数園においてモデル実施することを検討する。

「姫路市幼児教育共通カリキュラム」及び「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用を促進することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

1-5-② 就学前教育施設との連携の推進〔学校指導課〕

就学前の子供たちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施して、小学校教育の基盤となる幼児教育の充実を図る。

1-5-③ 幼稚園における子育て支援機能の強化〔学校指導課〕

保護者に対して、相談に応じたり子育てに関する情報を提供したりするとともに、各園で「全国幼稚園ウィーク in ひめじ（オープンスクール）」を実施し、幼稚園教育を公開する。また、未就園児親子への幼稚園招待や園庭開放日を設け、地域の幼児教育センター的な機能を発揮する。

施策 1-6 特別支援教育の推進

<施策の目的>

特別な支援を要する子供の自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。そのため、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用して、適切な合理的配慮の提供を受けながら、医療、福祉、労働等の関係機関との効果的な連携により、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。

<本施策に含まれる事業>

1-6-①	就学前相談・就学指導の充実
1-6-②	特別支援教育の充実
1-6-③	書写養護学校の充実
1-6-④	特別支援学級の充実

(参考)

1-6-① 就学前相談・就学指導の充実〔育成支援課〕

早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。

個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により、就学前教育の充実を図る。

1-6-② 特別支援教育の充実〔育成支援課〕

発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。また、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。とりわけ、地域の学校園に通う医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進める。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置する。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携を進め、個に応じた指導の充実を図る。

1-6-③ 書写養護学校の充実〔育成支援課〕

医療的ケアシステムの構築により、安心して安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施などを通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。

1-6-④ 特別支援学級の充実〔育成支援課〕

個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子供の教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。また、特別に配慮の必要な子供に対し、特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

施策 1-7 特色ある教育の推進

<施策の目的>

複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として、主体的に判断し、課題を解決していく力を子供たちに育成するために、学校や地域の実態等も踏まえながら、現代的な諸課題に対応した特色ある教育の推進を図る。

<本施策に含まれる事業>

1-7-①	カリキュラム・マネジメントの推進
1-7-②	キャリア教育の推進
1-7-③	国際理解教育の推進
1-7-④	環境教育の推進
1-7-⑤	防災教育の推進
1-7-⑥	郷土教育の推進
1-7-⑦	消費者教育の推進
1-7-⑧	特色ある高等学校づくりの推進
1-7-⑨	企業・ボランティアの活用

(参考)

1-7-① カリキュラム・マネジメントの推進〔学校指導課〕

学校園の教育目標の実現に向け、学校園内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育課程の編成・実施・評価・改善を核としたPDCAサイクルを確立するとともに、教育活動を横断的・組織的・計画的に行うことを推進する。

1-7-② キャリア教育の推進〔学校指導課〕

社会構造の大きな変化にも対応できるように、子供の発達段階に応じ、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開することで、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。また、キャリアノートを活用しながら、子供が将来の目標を持ち、その能力・適性や興味・関心等を生かし、主体的に進路を決定できる能力や態度を養う。

1-7-③ 国際理解教育の推進〔学校指導課〕

日本人としてのアイデンティティや日本文化に対する深い理解の下、外国語指導助手（ALT）、海外生活の経験者及び海外姉妹都市等の子供との交流を図る。また、海外留学などを通して、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化理解の精神など国際的視野に立って主体的に行動することができる資質・能力を身に付け、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。

1-7-④ 環境教育の推進〔学校指導課〕

里山、田畑、水辺、地域の自然などでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや池の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、生命の大切さや自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育てる。

また、環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

1-7-⑤ 防災教育の推進〔健康教育課〕

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、全ての教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育やより実効性のある訓練実施を推進する。

1-7-⑥ 郷土教育の推進〔学校指導課・人権教育課〕

社会科や総合的な学習の時間等で活用できる地域学習資料（副読本）を作成・配付し、また、中学校区ごとに道德教育資料作成委員会で作成した、独自の道德地域資料の活用を進める。

地域の自然、著名な人物や歴史、姫路城をはじめとする有形無形の伝統文化など、郷土を題材とした学習を進めることを通して、ふるさと姫路を愛し、地域の発展に主体的に貢献する児童生徒の育成を図る。

1-7-⑦ 消費者教育の推進〔学校指導課〕

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることや、成年年齢が18歳に引き下げられることから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒を育成するため、教科や特別活動等あらゆる学校教育活動を通して消費者教育を推進する。

1-7-⑧ 特色ある高等学校づくりの推進〔学校指導課〕

各市立高等学校において、生徒の個性を尊重する多様で柔軟な高等学校教育を目指し、学びたいことが学べる魅力ある高等学校づくりを推進する。さらに、各校に設置する特色ある専門学科やコースを核にした教育課程を編成し、あらゆる教育活動を通じて、探究活動を行うことにより、生徒が主体的に学ぶことのできる教育の充実を図る。

1-7-⑨ 企業・ボランティアの活用〔学校指導課〕

企業や地域の人材を学校教育に取り入れ、体験活動や交流活動を行い、特色ある学校園づくりを推進する。そのために、学校と企業・地域とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「企業・地域が提供できる支援」とのマッチングを促進する。

施策 1-8 生徒指導の推進

<施策の目的>

全ての子どもが、自ら個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、時代の変化にも対応しつつ、教育課程の内外において健全育成の視点で適切な支援に努める。

<本施策に含まれる事業>

1-8-①	心の通い合う生徒指導の推進
1-8-②	啓発活動の推進
1-8-③	教育相談事業の充実

(参考)

1-8-① 心の通い合う生徒指導の推進〔学校指導課〕

児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。

いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめの問題の克服に向けて取り組む。

1-8-② 啓発活動の推進〔学校指導課〕

いじめ防止や仲間づくりをテーマとする児童生徒の主体的な活動を推進し、学校、家庭、地域社会で、いじめの問題等の課題を共有し、地域ぐるみで児童生徒を健全に育もうとする気運を高める。

1-8-③ 教育相談事業の充実〔育成支援課・学校指導課〕

いじめや不登校、問題行動など多様化、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。さらに、適応指導教室等により、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。

不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエアの設置を進めるとともに、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで児童生徒を取り巻く環境に焦点をあてた支援を行う。

また、学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する児童生徒等のために学生ボランティアを派遣し、児童生徒等の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。

施策 1-9 教職員の指導力等向上の推進

<施策の目的>

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていく力を育成するとともに、教育課題に関する研究の成果や教育情報等を発信することで、本市教育の周知を図る。

また、教職員が働きやすい職場環境づくりを推進する。

<本施策に含まれる事業>

1-9-①	働きやすい職場環境づくりの推進
1-9-②	校園内研修の支援
1-9-③	校園外研修の充実
1-9-④	教育課題に対する調査・研究
1-9-⑤	教育情報の収集及び発信
1-9-⑥	教材教具利活用の支援

(参考)

1-9-① 働きやすい職場環境づくりの推進〔教職員課〕

学校教育は教職員と児童生徒等の人間的な触れ合いを通して行われるものであるため、会議・学校行事等の縮減・精選や、校務・業務の効率化・IT化、データの共有化を推進するとともに、外部人材を活用することで、教職員が児童生徒等とじっくりと向き合うことができる時間の確保につなげる。

また、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進める。

1-9-② 校園内研修の支援〔教育研修課〕

学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を学校園に派遣し、各学校園が主体的・計画的に校園内研修を推進できるよう支援を行うことで、学校園内の実態に応じた研修を促進する。

1-9-③ 校内外研修の充実〔教育研修課〕

子供の人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、人間性や社会性をより一層高められるよう支援する。また、未来のよりよい社会と幸福な人生の創り手となる子供を育成するために必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、自律的に学ぶ姿勢を持ち、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。

加えて、学校内外の多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担して職務を遂行し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

1-9-④ 教育課題に対する調査・研究〔教育研修課〕

学校園から推薦を受けた市内教職員を教育研究員として委嘱し、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を推進し、その成果を様々な機会を通して広く学校園に発信することで、本市における教育実践のより一層の充実を図る。

1-9-⑤ 教育情報の収集及び発信〔教育研修課〕

教育書籍や全国の教育機関発行の研究紀要等に加え、学習指導案や授業動画、板書記録などの実践事例を収集し、それらを効果的に教職員が活用できるよう整備を行う。

また、教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」を開催し、教職員間で優れた教育財産の共有化を図るとともに、学校園の取組を市民に広報する。

1-9-⑥ 教材教具利活用の支援

創意工夫された教材教具を展示する自作教材教具展やICT機器などの操作に関する研修講座、相談会を実施し、教職員の自由な発想に基づく教材教具利活用環境の提供に努める。

政策2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

施策2-1 子供が安心して学べる環境づくりの推進

<施策の目的>

子供が安心して学校生活を送れるよう、安全・安心で質の高い修学環境の整備を図る。

児童生徒の生活環境並びに衛生上の改善を図るため、校舎のトイレの洋式化・ドライ化への改修整備を推進する。

また、経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助などにより学ぶ意欲のある子供を支援する。

<本施策に含まれる事業>

2-1-①	安全対策の推進
2-1-②	外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備
2-1-③	校舎のトイレの洋式化・ドライ化の推進
2-1-④	就学のための援助・奨励
2-1-⑤	離島高校生への修学支援

(参考)

2-1-① 安全対策の推進〔健康教育課〕

様々な学校災害に対して、児童生徒等の安全を確保するとともに、平素から災害の未然防止の取組や発生時の被害を最小限に抑える減災の視点に立った学校園の危機管理能力の向上を図るとともに、大規模災害等が発生した際の学校再開に向けた中長期対応についても整備を進めていく。防犯対策については、登下校防犯プランに基づいて各学校園が近隣地域等との連携を含む地域全体で取り組み、関係機関等とも連携を図りながら推進する。

2-1-② 外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備

〔教育企画課・人権教育課〕

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる母語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行う。さらに、教員の指導力向上のための研修会等を実施し、本市における多文化共生教育の充実を図る。

また、義務教育未修了者や外国籍の者等に対して、教育機会を確保する対策を検討する。

2-1-③ 校舎のトイレの洋式化・ドライ化の推進〔学校施設課〕

児童生徒の生活環境並びに衛生上の改善を図るため、校舎のトイレの洋式化・ドライ化への改修整備を計画的に実施する。

2-1-④ 就学のための援助・奨励〔学校指導課〕

経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒等の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助する。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて助成し、特別支援教育の普及奨励を図る。

2-1-⑤ 離島高校生への修学支援〔学校指導課〕

離島振興法（昭和28年法律第72号）の趣旨に基づき、生徒の修学の機会の確保に資するため、高等学校等が設置されていない離島に居住し、島外の高等学校などに通う生徒の同居の保護者で、生徒の通学に要する経費を負担する者に対し、定期航路の通学定期乗船券購入費の一部を補助する。

施策 2-2 充実した学校教育環境の整備

< 施策の目的 >

子供たちの豊かな学びを実現するため、ICT環境の充実、望ましい学校園の規模・配置の実現、学校給食の充実、学校図書館における機能強化などにより、充実した学校教育環境の整備を目指す。

< 本施策に含まれる事業 >

2-2-①	教育の情報化の推進
2-2-②	学校規模・配置の適正化
2-2-③	子ども・子育て支援新制度への対応
2-2-④	学校給食の充実
2-2-⑤	魅力ある学校図書館づくり

(参考)

2-2-① 教育の情報化の推進〔教育研修課・総務課〕

先端技術を活用した質の高い教育環境を実現するため、ICT機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新を図る。また、機器環境整備、研修・研究、授業支援等を総合的に推進することで、学校における授業改善やプログラミング教育の実践を支援する。加えて、校務支援システムの安全で安定した管理運用を行うことで、校務の効率化を図る。

2-2-② 学校規模・配置の適正化〔教育企画課〕

少子化の進展や、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下が、中長期的に継続することが見込まれる中、少子化に対応した活力ある学校づくりが求められるため、「姫路市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、生活や学習集団としての教育環境を保つために、望ましい学校規模及び配置の実現を図る。

2-2-③ 子ども・子育て支援新制度への対応〔教育企画課〕

「姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市立保育所と一体化を予定している市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるとともに、同一小学校区内に市立幼稚園と市立保育所がある場合は、施設整備に合わせて一体化を検討する。

2-2-④ 学校給食の充実〔健康教育課〕

学校給食を食育の「生きた教材」として、より一層の充実を図るため、地場産物の活用等の施策を推進していく。

今後の学校給食の在り方について、基本的な方向を示した「姫路市学校給食推進基本方針」（平成26年3月）に基づき策定した「姫路市中学校給食運用方針」（平成26年8月）に沿って、中学校給食の全員実施を推進する。

2-2-⑤ 魅力ある学校図書館づくり〔学校指導課〕

図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進するとともに、子供を取り巻く読書環境を整えることで調べ学習を支援する等、子供の学びに向かう力を育成する。

施策 2-3 地域等による学校支援体制の強化

<施策の目的>

学校・家庭・地域が目標を共有して連携と協働を進め、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子供の成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、学校のみならず社会全体で子供を見守り、育てる体制を構築する。

<本施策に含まれる事業>

2-3-①	地域住民による学校運営参画の推進
2-3-②	学校評価の推進
2-3-③	地域連携・協働活動の推進
2-3-④	学校サポート・スクラムチームの活用
2-3-⑤	スクールヘルパー制度の充実

(参考)

2-3-① 地域住民による学校運営参画の推進〔学校指導課〕

学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を確立する。

学校園の教育目標や地域と連携した教育活動などについて、学校・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。

2-3-② 学校評価の推進〔学校指導課〕

児童生徒等がより良い教育活動を享受できるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいて連携協力を進め、教育水準の向上と発展を図る。そのために、学校園の教育活動その他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校園や設置者等が学校園の運営改善を図り、評価結果等を広く保護者や地域住民に公表していく。

2-3-③ 地域連携・協働活動の推進〔学校指導課〕

地域による学校教育活動への一方的な支援にとどまらず、学校と地域による連携・協働を推進し、学校を核とした地域全体が一丸となって、地域の未来を担う子供たちの学びや成長を支える多様な活動を展開する。

2-3-④ 学校サポート・スクラムチームの活用〔学校指導課〕

複雑な生徒指導上の事案やいじめの問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

2-3-⑤ スクールヘルパー制度の充実〔健康教育課〕

地域住民、PTAの協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

施策3-1 生涯学習支援体制の充実

<施策の目的>

生涯学習社会を見据え、子供から高齢者まで市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興するため、情報提供機能を向上させるとともに、指導者の育成、生涯学習関連施設の整備や機能充実を進める。

<本施策に含まれる事業>

3-1-①	生涯学習情報の提供
3-1-②	公民館活動のリーダー育成
3-1-③	生涯学習関連施設の整備

(参考)

3-1-① 生涯学習情報の提供〔生涯学習課〕

各公民館で行う講座等の情報をホームページで発信する。また、高齢者の利用が多いことを踏まえ、生涯学習や地域に関する情報を掲載した「公民館だより」の各戸配布も併用するなど、多様な媒体を活用し情報提供を行う。

3-1-② 公民館活動のリーダー育成〔生涯学習課〕

地域課題の解決や地域社会に貢献できる人材育成のための講座を実施するなど、公民館事業の企画運営等を支えるリーダーやサポーターの育成を行い、地域住民参画型の館運営を推進する。

3-1-③ 生涯学習関連施設の整備〔生涯学習課・水族館・城郭研究室・書写の里・美術工芸館〕

公民館については、地域住民の学習意欲を増進するとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、築後25年を経過した公民館から計画的に施設のバリアフリー化、各種設備の更新等、利用者にやさしい改修を行う。

水族館、日本城郭研究センター、書写の里・美術工芸館など生涯学習関連施設については、老朽化した建物・設備等を計画的に改修し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を図るとともに、施設にふさわしい展示環境の整備に努める。

施策3-2 多様な学習機会の充実

<施策の目的>

多様な学習機会を提供するため、公民館等で開催する各種講座や姫路科学館等各施設におけるその社会教育的特性を生かした活動を充実させる。

図書館においては、情報源として図書館サービスを充実させるとともに、「姫路市子ども読書活動推進計画」により、子供が自主的に読書活動を行うことができる適切な環境を提供する。

<本施策に含まれる事業>

3-2-①	公民館活動の充実
3-2-②	施設の社会教育特性を生かした活動の充実
3-2-③	科学教育の充実
3-2-④	図書館サービスの充実
3-2-⑤	市民教養講座の充実
3-2-⑥	放送大学サテライトスペースの利用促進
3-2-⑦	国内姉妹都市との交流の推進

(参考)

3-2-① 公民館活動の充実〔生涯学習課〕

地域の社会教育施設として、多世代にわたる学習機会を提供するとともに、地域に根ざしたコミュニティ施設として、地域の誰もが気軽に集い、交流できる場を提供するなど、より一層の公民館活動の充実を図る。

3-2-② 施設の社会教育特性を生かした活動の充実〔水族館・姫路科学館〕

水族館では、子供だけでなく大人も含め、生きものに親しむことを目的とした出前講座や観察会、工作教室、企画展のほか、機関誌や図録の発行、水族の生態調査及び保護増殖に取り組むなど生涯学習の場としての活用を図る。

姫路科学館では、地域の自然や科学者等の科学資源の調査研究を推進し、資料を未来に継承するとともに、展示等による公開を進める。また、自然史コレクションの整理を進め、目録と資料の公開による活用を図る。市民協働によるロボット関連事業では、各種競技会の開催により、入門から応用までステップアップできる環境を整える。

3-2-③ 科学教育の充実〔姫路科学館〕

サイエンスエキスパート講座や自然系ジュニア学芸員講座では、基礎から応用まで連続した講座を開講することにより、将来につながる科学指向を誘導する。

また、移動科学館・移動天文教室の実施及びプラネタリウムの学習利用を通じて、子供に多様な学習機会を提供し、科学への興味・関心を育てることができるよう学校の科学教育を補完する。学校との連携により、自然学校や体験推進事業、環境体験事業等における効果的・魅力的な学習の実現など姫路科学館の利用促進を図る。

3-2-④ 図書館サービスの充実〔城内図書館〕

多様な生涯学習の拠点として、利便性向上のために図書館サービスの一層の充実を図る。

「姫路市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、子供が読書に親しむ機会を提供し、資料・設備を充実させ、子供の読書活動に関わる人材の育成と連携の強化を図り、啓発・広報活動を推進し、発達段階に応じた取組を行う。

3-2-⑤ 市民教養講座の充実〔生涯学習課〕

様々な時代の人々の生き方や、文化、伝統、時代背景などを学ぶことにより、これからの生き方を考えるとともに、学ぶ楽しさと潤いのある生活を得るための歴史講座を開催する。また、政治、社会、文化など様々な視点から現代を学ぶことにより現代社会に対する関心を深めるための現代社会講座を開催する。

3-2-⑥ 放送大学サテライトスペースの利用促進〔生涯学習課〕

市民の生涯学習意欲に応え、教育力向上に寄与するため、イーグレひめじ地下2階に設置されているサテライトスペースの運営に対し、継続的に支援を行う。

3-2-⑦ 国内姉妹都市との交流の推進〔生涯学習課〕

姉妹都市交流の一環として、相互の公民館運営に生かしていくため、情報交換や課題解決の協議を行うなど、公民館関係職員の交流を深める。

施策 3-3 人権教育の推進

< 施策の目的 >

校区人権教育や住民交流学习などにより、地域社会、家庭、学校、職場を通じ、子供から大人までのあらゆる年齢層に人権教育を行い、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

< 本施策に含まれる事業 >

3-3-①	校区人権教育・啓発の推進
3-3-②	住民交流学习の推進
3-3-③	教育・研修団体への支援
3-3-④	市民啓発の支援

(参考)

3-3-① 校区人権教育・啓発の推進〔人権教育課〕

「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」や人権に関する法規等の趣旨を踏まえ、同和問題を重要な柱に人権尊重の意識の高揚を図り、人権という普遍的文化の創造を目指して、市内69小学校区（義務教育学校前期課程校区を含む）を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動を推進する。

3-3-② 住民交流学习の推進〔人権教育課〕

自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、一人一人の人権が尊重され、人と人が心豊かにつながる地域づくりのために、これまで養成してきた人権学習リーダーを活用しながら、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施するなど、様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

3-3-③ 教育・研修団体への支援〔人権教育課〕

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目的に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、自治会及び社会教育諸団体（PTA、子ども会等をいう。）並びに当該目的に賛同する企業及び各種団体をもって組織する全市的な活動をしている団体と連携し、支援する。

3-3-④ 市民啓発の支援〔人権教育課〕

人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間などの機会を利用し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、啓発ビデオ（DVD）を貸し出したり、各学校園、自治会、公民館や図書館等公共施設に人権ポスターや人権作品集『生きる』等を配付したりして、啓発活動を支援する。

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

施策4-1 家庭の教育力の向上

<施策の目的>

家庭での教育が、人格形成の行われる場のうちで最も基本的な、しかも最も大切な場であるとの認識の下、子供の発達段階別に、「あすなる教室」「杉の子教室」「ふた葉教室」などの子育て教室を実施し、保護者同士の情報交換や交流の場を提供するとともに、子育てについての学習機会を設けることにより家庭の教育力向上を目指す。

また、参観日やオープンスクールなどの機会を活用して家庭教育講演会を行うことにより、できるだけ多くの保護者に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図る。

<本施策に含まれる事業>

4-1-①	子育て教室の充実
4-1-②	家庭教育に関する学習機会の充実

(参考)

4-1-① 子育て教室の充実〔生涯学習課〕

子供の発達段階別に、「あすなる教室」「杉の子教室」「わか葉教室」「ふた葉教室」の各教室を実施し、子育てやしつけについての学習や保護者同士の情報交換・交流の機会を提供する。

また、「父親教室親子ふれあい活動事業」を実施することにより、父親の積極的な子育て参加を目指す。

さらに、地域で活動する子育てグループや子育て支援グループを対象に、「お茶の間教室」を実施することにより、家庭の教育力向上を図る。

4-1-② 家庭教育に関する学習機会の充実〔生涯学習課〕

仕事で忙しい保護者や、悩みを抱え孤立しがちな保護者など、学習機会に参加しにくい保護者の状況を踏まえ、小・中学校の参観日やオープンスクール、保護者会などの多くの保護者が集まる機会を活用して家庭教育講演会を行い、家庭教育に関する学習機会を提供する。

施策4-2 青少年の交流と活動の促進

<施策の目的>

青少年が活発な活動を行えるよう、青少年センターにおける自主活動や施設の効果的な活用を推進するとともに、野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を行い、健全な野外活動を促進し、心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指す。

また、青少年団体の育成と活動支援に努める。

<本施策に含まれる事業>

4-2-①	青少年センターの活用
4-2-②	野外活動の振興と施設の活用
4-2-③	青少年団体の育成と活動支援

(参考)

4-2-① 青少年センターの活用〔生涯学習課〕

青少年運営委員会とともに、「アティーズフェスティバル」や「はるかぜステージ」の開催並びにセンター内での自主事業を実施する。

また、青少年センター及び地域の青少年団体に活動する青少年リーダーの養成と資質の向上を図るため、青少年リーダー研修会を開催するなど、青少年の交流と活動を支援する。

4-2-② 野外活動の振興と施設の活用〔生涯学習課〕

青少年の健全な野外活動を促進するため、野外活動センター及び青少年キャンプ場について、老朽化した建物・設備等を計画的に更新し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を図ることで、活動の振興に寄与する。

4-2-③ 青少年団体の育成と活動支援〔生涯学習課〕

青少年教育の振興に資するため、青少年団体の健全な育成及び活動支援を図る。

活動の支援として補助金を交付するとともに、各少年団体に必要な指導技術を身に付けるための少年団体指導者研修会を開催する。

施策4-3 地域で見守る健全育成活動の推進

<施策の目的>

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。
また、全市において青少年の健全育成と非行防止の意識を高揚するため、家庭、学校、地域愛護育成会、健育委員会等が連携し、青少年の育成に悪影響を及ぼす社会環境の改善を図る。さらに、補導活動や非行防止啓発活動などの地域で見守る健全育成活動を推進する。

<本施策に含まれる事業>

4-3-①	青少年問題に関する啓発活動の推進
4-3-②	地域愛護育成会・健育委員会活動の充実
4-3-③	青少年健全育成市民大会の開催
4-3-④	非行防止活動の推進

(参考)

4-3-① 青少年問題に関する啓発活動の推進〔生涯学習課〕

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。

4-3-② 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実〔生涯学習課〕

全市において青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図るため、地域で見守る健全育成活動を推進する。実践活動事業として、少年の主張弁論大会を開催するとともに、地域住民によるチラシ、ティッシュ等の配布など啓発活動を行う。

4-3-③ 青少年健全育成市民大会の開催〔生涯学習課〕

姫路市の次代を担うこころ豊かでたくましい活力ある青少年を育成することを目的として、地域ぐるみでの青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚のため、青少年健育運動を実施する。青少年健全育成市民大会において、市民ぐるみでの青少年健育運動のより一層の充実を図る。

また、青少年の健全育成と非行防止に向けて活動を行っている各青少年団体の永年指導者及び青少年育成者に対し、その功績をたたえる。

4-3-④ 非行防止活動の推進〔育成支援課〕

青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、補導活動を推進するとともに、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室や姫路市非行防止大会などの開催、白ポストの設置による環境浄化活動等に取り組みながら、関係機関とも連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

政策5 歴史文化資源の保存と活用

施策5-1 世界文化遺産姫路城の保存と活用

<施策の目的>

姫路城跡を未来に引き継いでいくため、特別史跡指定区域については「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、世界文化遺産姫路城の本質的価値を保護しながら計画的に整備する。石垣等についても計画的な保存修理を行うとともに石積み、漆喰塗りなど保存修理に必要な技術の伝承に努める。

また、市民の「ふるさと姫路」への誇りを高めていくため、日本城郭研究センターにおける専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信する。あわせて、城郭市民セミナー等の開催により、日本の城郭及び世界文化遺産姫路城の魅力等を学ぶとともに、ふるさと姫路への意識啓発及び誇りを高める。

<本施策に含まれる事業>

5-1-①	姫路城跡整備基本構想の推進
5-1-②	姫路城跡石垣の保存整備
5-1-③	石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承
5-1-④	城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

(参考)

5-1-① 姫路城跡整備基本構想の推進〔文化財課〕

「特別史跡姫路城跡整備基本構想」を基本理念として策定した「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、世界文化遺産姫路城の保存と活用に取り組むことにより、その価値を未来に引き継いでいく。

世界文化遺産の資産（特別史跡指定区域）における保存管理、整備活用を適切に進めるため、整備基本計画中の保存管理計画（現状変更等の指針）に基づき、国・県とも連携して現状変更等に係る調整と協議を進めるとともに、現状変更等許可申請に対する指導助言を行う。

整備基本計画に基づき、世界文化遺産姫路城の本質的価値を維持しつつ活用するため、関係課と連携しながら、姫路城跡の管理についての指導助言を行うとともに、適切な施設整備検討について調整と協議を進める。

世界文化遺産バッファゾーンの景観保全について、関係課との連携に努める。

5-1-② 姫路城跡石垣の保存整備〔城郭研究室〕

特別史跡姫路城跡の石垣を計画的に保存整備し、未来に継承する。

5-1-③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承〔城郭研究室〕

姫路城の修復・保存等を行うために、石積や漆喰塗りなど不可欠な伝統技術である「匠の技」の保存と継承の取組を推進し、支援する。

5-1-④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信〔城郭研究室〕

これまで行ってきた城郭に関する調査研究の成果を公表し、その情報を一般に提供する。

そのために「姫路城アーカイブ」を活用して、これまでに蓄積してきた写真や修理図面、および史料目録の公開を進め、所蔵資料の有効利用を図る。

施策 5-2 多彩な文化財の保存と活用

< 施策の目的 >

多彩な文化財を保存し、その価値を伝えるとともに活用するため、文化財について調査と保存に取り組む。また、埋蔵文化財センターにおける企画展、体験学習などの開催により学習機会を提供するとともに、刊行物やホームページを通じた積極的な情報発信により文化財への愛護意識の啓発に努める。さらに、文化財散策ルートの整備、地域における歴史的なまちなみの保全と再生への計画的な取組などを推進する。

< 本施策に含まれる事業 >

5-2-①	文化財の調査と保存・活用
5-2-②	埋蔵文化財の発掘調査
5-2-③	埋蔵文化財センターの充実
5-2-④	文化財に関する情報発信
5-2-⑤	文化財散策ルートの整備と活用
5-2-⑥	歴史的・自然的観光資源の保存と活用

(参考)

5-2-① 文化財の調査と保存・活用〔文化財課・埋蔵文化財センター〕

地域に伝わる無形民俗文化財や史跡などの郷土文化財の保存団体が行う文化財保存活動事業に対し補助金を交付し、事業の継続と活性化を促す。

市の所有管理する史跡の環境を良好に保ち、地元住民や来訪者の史跡に対する理解や関心を深め、次世代への保存継承を推進する。

市内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものを姫路市指定文化財に指定し、その保護と継承に努める。さらに、市指定文化財について、全国的な価値付けなどを勘案しながら、国・県指定について関係機関と検討協議する。

地域に伝わる歴史文化遺産についても機会を捉えて調査し、記録を整備するとともに、地域の保存活動に対して指導助言を行う。

指定文化財には至らないが、築後 50 年以上経過し、地域の景観に寄与している古民家などの建造物について、指定文化財制度よりも緩やかな保存活用が認められる国の登録文化財制度による登録を進め、所有者による保存継承と活用を促進する。

5-2-② 埋蔵文化財の発掘調査〔埋蔵文化財センター〕

国の補助（国宝重要文化財等保存整備費補助金）の活用により、分布調査や試掘調査・確認調査等を行い、市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認する。

5-2-③ 埋蔵文化財センターの充実〔埋蔵文化財センター〕

埋蔵文化財や遺跡への関心を育て理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めるとともに、その成果に基づいて、企画展示、史跡見学会や講演会等を行う。

5-2-④ 文化財に関する情報発信〔文化財課〕

市内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信することで、市民の文化財保護と継承への意識を高めるとともに、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報提供を行う。

文化財調査の成果などに基づき、様々なテーマで歴史文化遺産を紹介する冊子「文化財見学シリーズ」を編集発行し、無料配布する。

ホームページ上に姫路市内の指定文化財一覧（姫路市・兵庫県・国指定）を掲載するほか、「文化財見学シリーズ」や「文化財散策ルートマップ」などの文化財関係情報を掲載する。

市内の指定文化財や地域ごとの歴史文化遺産を紹介した「姫路の文化財」を一般に販売する。

5-2-⑤ 文化財散策ルートの整備と活用〔文化財課〕

地域の歴史文化遺産を歩いて見学する際の目安とするため、地区別やテーマ別に「文化財散策ルートマップ」を制作して一般に配布するとともに、現地に地区別の文化財案内板を設置する。

地域に伝わる文化財や史跡等の歴史文化遺産を顕彰するとともに、見学の際の参考とするため、文化財説明板を設置する。

5-2-⑥ 歴史的・自然的観光資源の保存と活用〔文化財課〕

地域に伝わる文化財や史跡などの歴史文化遺産を顕彰するほか、地域の人々への理解と保存継承への意識の啓発のため、歴史的・自然的観光資源の保全と活用を行う。

地域に伝わる指定文化財以外の歴史文化遺産の顕彰を目的に、地元自治会などが設置する文化財顕彰サインに対して、その設置費用の一部を助成する。

地域の歴史や歴史文化遺産を説明する文化財ボランティアガイドの活動を支援し、地域と小・中学校との連携による文化財ジュニアボランティアガイドの育成に努める。

施策5-3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

<施策の目的>

市民により守り伝えられている祭りや獅子舞など各地域の伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源であるため、こうした伝統行事を記録し、公開することで、市民の自主的な文化伝承活動を促進する。また、古くから守り伝えられてきた工芸技術についても、体験教室などの開催を通して、担い手の育成を支援する。

本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため、市史については、未発刊部分の早期発刊を目指し、引き続き編さんを行う。併せて貴重な歴史資料として本市が有する古文書類や歴史的価値を有する資料を良好な状態で保存するよう努め、歴史的文書の継承と活用を図る。

<本施策に含まれる事業>

5-3-①	文化伝承活動の振興
5-3-②	工芸技術の担い手の育成
5-3-③	市史の編集と発刊
5-3-④	古文書類の保存と活用

(参考)

5-3-① 文化伝承活動の振興〔書写の里・美術工芸館〕

書写の里・美術工芸館において、地域に伝わる美術、工芸及び民芸に関する伝承文化を継承するため、幅広い世代を対象とした資料の展示及び体験等による伝承活動を推進する。

具体的には、展覧会に付随した匠の技の実演や姫路の工芸品の展示をし、伝統工芸への関心を深めるとともに、はりこやこまの絵付け体験ができる場を拡張し、伝統工芸に関する体験教室の充実を図る。

5-3-② 工芸技術の担い手の育成〔書写の里・美術工芸館〕

姫路はりこや姫路こま、姫山人形の職人による制作実演を定期的に行う中で、研修生の参加を積極的に受け入れ、熟練した技術を習得し、次代に伝えていく後継者の育成に取り組む。

5-3-③ 市史の編集と発刊〔市史編集室〕

姫路市史は、本市の歴史を体系的に後世に引き継ぐため、全16巻23冊の計画で発刊を進めている。

発刊計画に基づき、最終巻となる第16巻「年表・索引」の発刊に取り組む。年表・索引に収録する項目の選定を担当する編集専門委員及び特別執筆委員と連絡調整を図りながら進捗管理を徹底し、早期発刊を目指す。

5-3-④ 古文書類の保存と活用〔城郭研究室・市史編集室〕

調査・研究を進めるための基礎的資料となる古文書など歴史的文書を収集・保存し、市民の利用に供する。そのために「姫路城アーカイブ」サイトを活用し、古文書や写真などの資料の画像データを高精細で公開し、不鮮明な写真データしかないものについては再度撮影作業を進める。

姫路市史の編さんのために収集・整理した歴史的文書（古文書類等）を、良好な状態で保存するために燻蒸処理を行い、防カビ（殺菌）や防虫（殺卵）を進める。また、史資料の保存箱について、順次茶箱から中性紙文書保存箱への移しかえを進めていく。

政策 6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

施策 6-1 新たな市民文化が育つ環境の充実

<施策の目的>

新たな市民文化が育つ環境を充実するため、和辻哲郎文化賞により優れた功績をあげた研究者等を顕彰し、市民の文化水準の向上を図る。また、姫路市美術展などを充実することにより、若手芸術家等に発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。さらに、文化施設でのボランティア活動を通して、市民の生きがい推進を図る。

<本施策に含まれる事業>

6-1-①	芸術文化・学術研究活動の顕彰
6-1-②	芸術家の育成・生涯教育の促進
6-1-③	文化のボランティア活動の充実

(参考)

6-1-① 芸術文化・学術研究活動の顕彰〔姫路文学館〕

姫路出身の哲学者和辻哲郎の学問的業績を顕彰し、その今日的意義を国の内外にわたって探るとともに、研究者の育成かつ市民の文化水準の向上に努め、本市の文化発信に寄与する和辻哲郎文化賞により、学術研究活動の顕彰を行う。

6-1-② 芸術家の育成・生涯教育の促進〔美術館〕

姫路市美術展を開催し、姫路市を中心とした全国から作品の公募を行い、入賞・入選作品を展示する展覧会を開催することにより、芸術家を目指す人々に作品発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。

6-1-③ 文化のボランティア活動の充実〔美術館・姫路文学館〕

美術館における展覧会の案内発送や館内案内等のスタッフ業務、姫路文学館における常設展ガイドや定例のおはなし会等での読み聞かせ及び各種行事の補助など、ボランティア活動を通して、市民等の幅広い世代の交流や文化活動への参加による生きがい推進を図る。

施策6-2 市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

<施策の目的>

交流と発信を通じた市民文化の一層の醸成を図るため、KOTOBAまつりなどを通じて、市民が文化活動の成果を発表し、市民と市民、市民と芸術家が相互に交流する機会を提供する。

美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館の博物館的施設については、市民文化の発信拠点としての機能を強化するため、コレクションの充実をはじめ、特別企画展などの展示内容や、参加体験型教室などのイベントの充実を図るとともに、学芸員による調査研究・連続講座の実施などにより専門的知識や技能を持った人材の育成に努める。

<本施策に含まれる事業>

6-2-①	市民参加・交流イベントの開催
6-2-②	文化発信拠点施設の活用

(参考)

6-2-① 市民参加・交流イベントの開催〔姫路文学館〕

姫路文学館において、幅広い年代層に文芸や言葉と触れ合う機会を提供するため、市民参加の交流イベントとして、「KOTOBAまつり」や「司馬遼太郎メモリアルデー」などを実施する。

6-2-② 文化発信拠点施設の活用〔美術館・姫路文学館・書写の里・美術工芸館〕

市民文化の発信拠点として、各施設においてポスター・チラシや広報紙などにより市民への周知を図るとともに、施設の機能強化に努めていく。

姫路文学館においては、郷土ゆかりの文学者を顕彰するとともに、文学に関する市民の知識及び教養の高揚を図り、市民文化の発信拠点として機能を発揮するため、特別企画展、講演会、講座、貸館事業など、多角的運営を進め、文学館の特徴を生かした事業充実に努める。

書写の里・美術工芸館においては、郷土ゆかりの美術、工芸及び民芸に関する市民の認識を深め、創造性豊かな市民文化の高揚を図るために、幅広い年代層を対象に特別展や企画展、連続講座などを開催し、展示解説会や展覧会関連イベントを充実させる。また、学校園との連携を図り、教育学習支援を行う。

美術館においては、市民が美術に親しむとともに、美術文化の高揚を図るため、特別企画展、コレクションギャラリー等を開催するほか、学校連携展及び市民美術塾を開催することにより、市民に多様な芸術鑑賞の機会を提供する。

また、各施設は、出前講座などを通して、幅広い学習機会を提供する。